

介護支援助成金の要件が変更されました

前回ご紹介した「**介護支援助成金**」について、いつ受付終了になるかと思っていましたが、国は支給要件を変更して申請のハードルを上げてきました。

6月24日から新たな要件に基づいた取組み・実績をもって申請することになっています。

- 社内アンケートの実施
 - 社内研修の実施、リーフレットの配布
 - 相談窓口の設置及び周知
- のほか、
- 制度設計・見直し（就業規則等の整備）**
 - 働き方改革（有給休暇の取得促進、時間外労働の削減）**

が加えられています。「制度設計・見直し」では、「**法律を上回る介護休業制度の導入**」が求められていますし、「働き方改革」では「**取組み後の3か月間で一定の実績があること**」が必要となります。有休の取得率や残業時間の削減目標など、かなり高いハードルが設定されており、一気に申請が難しく、期間もかかるようになりました。やはり、そう簡単に助成金をもらうことはできないということですね。

詳しくは[厚労省のHP](#)に掲載されていますし、当事務所の[ブログ](#)でも取り上げていますので、ご覧ください。

ぜひ挑戦してみようという事業所様がありましたら、お気軽にご相談ください。

無期雇用転換制度について教えてください ①

今年度に入ってから、「無期雇用転換制度」についてのお問合せが増えてきました。セミナーでも解説しましたが、今回からこの制度について取り上げてみたいと思います。

無期雇用転換制度とは、**有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる**という制度（ルール）です。

たとえば1年契約のパート職員や嘱託職員がいて、毎年契約を更新し続けて勤務期間が満5年を超えた場

合、本人が申し出れば「無期契約」に転換できる、ということですが。

これは平成25年4月1日に改正施行された労働契約法によるもので、通算5年のカウントは25年4月から始まっています。

つまり、25年4月から契約更新を重ねて勤務している有期契約職員は、引き続き契約が更新されていけば平成30年4月以降、無期契約に転換できる権利をもつということになります。

この制度で、おさえておかなければならない点がいくつかあります。

- ①「労働者の申込み」が要件である。
- ②該当者から無期転換の申込みがあった場合には、事業主は拒否することができない。
- ③「期間の定めのない労働契約」に転換すればいいのであって、「正社員」にする必要はない。

次回以降、詳しく見ていきたいと思います。

次回へ続きます

セミナー2016 Part2 開催決定！

「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー2016 Part2」を、以下のとおり開催します！

【松本会場】平成28年8月26日（金）

松本勤労者福祉センター第4会議室

【長野会場】平成28年9月2日（金）

若里市民文化ホール会議室3

※時間はいずれも13:30～16:00

今回のテーマは、「人材確保～採用戦略と面接」、「多様な働き方～ワーキングライフ」となっております。

詳細・お申込みについては[当事務所HP](#)をご覧ください。多くのご参加をお待ちしております！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net